

令和3年8月27日
厚生労働省労働基準局補償課

令和2年度「過労死等の労災補償状況」の訂正について

標記について、下記のとおり誤りがありました。
利用者の方々にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

【訂正箇所】

令和2年度「過労死等の労災補償状況」の表3「脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数」の一部に誤りがありましたので、別紙のとおり訂正いたしました。

【連絡先】

労働基準局補償課
職業病認定対策室
職業病認定業務第一係
03-5253-1111(内線5570)

表3 脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数
(平成28年度～令和2年度)

区 分		年 度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	決定件数	3 (1)	6 (3)	2 (2)	3 (1)	6 (1)
	専門業務型	3 (1)	6 (3)	2 (2)	3 (1)	6 (1)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	1 (0)	4 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
	[認定率]	[33.3%] (0.0%)	[66.7%] (66.7%)	[50.0%] (50.0%)	[66.7%] (100.0%)	[16.7%] (100.0%)
	専門業務型	1 (0)	4 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精神障害	決定件数	2 (0)	19 (9)	10 (5)	24 (3)	18 23 (3 5)
	専門業務型	1 (0)	15 (6)	10 (5)	23 (3)	18 22 (3 4)
	企画業務型	1 (0)	4 (3)	0 (0)	1 (0)	0+ (0+)
	うち支給決定件数	1 (0)	10 (5)	5 (3)	7 (0)	5 6 (2)
	[認定率]	[50.0%] (-)	[52.6%] (55.6%)	[50.0%] (60.0%)	[29.2%] (0.0%)	[27.8%] (66.7%) [26.1%] (40.0%)
	専門業務型	1 (0)	8 (3)	5 (3)	7 (0)	5 6 (2)
	企画業務型	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 平成28年度は裁量労働制として法定要件を満たしていた事案を集計している。平成29～令和2年度分は、裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。

2 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

3 ()内は脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。